国会事項

衆　議　院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、三月十九日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九部」を「十部」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　情報監視審査会事務局

第三条第五項第四号中「（事務局に関する公文書を除く。）等」を「等（事務局に関する公文書及び情報監視審査会議録その他の情報監視審査会事務局で保存するものを除く。）」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条　情報監視審査会事務局の事務分掌及び分課並びに職員の配置については、別に事務総長が定める。

附　則

この規程は、平成二十七年三月十九日から施行する。

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程は、三月十九日次のとおり決定した。

衆議院事務局情報監視審査会事務局規程

（課の設置等）

第一条　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）に、総務課を置く。

2　総務課は、次の事務をつかさどる。

一　情報監視審査会の運営に関する事項

二　情報監視審査会の調査又は審査のために必要な調査に関する事項

三　情報監視審査会の勧告、報告書等に関する事項

四　行政機関の長から提出された特定秘密並びに政府から情報監視審査会に提出された報告書及び資料の保管に関する事項

五　行政機関の長から情報監視審査会に提出された特定秘密の閲覧に関する事項

六　情報監視審査会の速記及び会議録の編集、保存、閲覧等に関する事項

七　情報監視審査会の会長の公印の保管に関する事項

八　その他情報監視審査会に関する事項

（調査員）

第二条　総務課に調査員を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

2　調査員は、上司の指揮監督を受け、総務課の所掌事務のうち、前条第二項第二号及び第三号に掲げる事務並びに特に命ぜられた事務をつかさどる。

（顧問及び客員調査員）

第三条　事務局に、顧問及び客員調査員を置くことができる。

2　顧問及び客員調査員は、学識経験のある者のうちから、事務総長が委嘱する。

3　顧問及び客員調査員は、非常勤とする。

附　則

この規程は、平成二十七年三月十九日から施行する。

議案提出

三月十九日委員長から提出した議案は次のとおりである。

山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

質問書提出

三月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問主意書（初鹿明博提出）

相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問主意書（山井和則提出）

辞令

（庶務部付）衆議院事務局情報監視審査会事務局長を命ずる　山本　直和

（委員部第五課長）同　小池　章子

情報監視審査会事務局総務課長兼務を命ずる（以上三月十九日）

衆議院法制局

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程は、三月十九日次のとおり決定された。

衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院法制局事務分掌規程（昭和二十三年七月九日制定）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「係る」を「属する」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　情報監視審査会の所管に係る法制に関する事務

第三条第二項中「掲げる事務並びに」を「掲げる事務、」に改め、「関する事務」の下に「並びに同条第七号に掲げる事務」を加え、同条第四項中「前条第七号」を「前条第八号」に改め、同条第五項中「前条第八号及び第九号」を「前条第九号及び第十号」に改める。

附　則

この規程は、平成二十七年三月十九日から施行する。

参　議　院

質問主意書提出

三月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八五号）

人事異動

警　察　庁

（山口県警察本部警務部付）警視正　横道　宏明

四国管区警察学校長を命ずる

（四国管区警察局総務監察・広域調整部長）警視長　三木　邦彦

四国管区警察学校長事務取扱を免ずる（以上三月十三日）

外　務　省

（一橋大学）　河原　節子

在オランダ日本国大使館参事官に採用する

オランダ国駐箚特命全権大使を補佐しオランダ国に在勤する期間公使の名称を与える

（大臣官房）外務事務官　岩藤　俊幸

在シカゴ日本国総領事館総領事に配置換する（以上二月十五日）

（在スラバヤ日本国総領事館総領事）外務事務官　野村　昇

在デンパサール日本国総領事館総領事に配置換する（二月十六日）

（カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　奥田　紀宏

サウジアラビア国駐箚を命ずる

（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤）同　門司健次郎

カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤を命ずる

特命全権大使　中野　正則

ジャマイカ国駐箚を命ずる

同　今井　泰志

ニカラグア国駐箚を命ずる

同　佐藤　地

国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤を命ずる（以上二月十七日）

（参議院事務局国際部国際交流課長）　馬場　誠治

在チェンナイ日本国総領事館総領事に採用する（二月十九日）

（在カンボジア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　**樋口**　義広

在フランス日本国大使館参事官に配置換する

フランス国駐箚特命全権大使を補佐しフランス国に在勤する期間公使の名称を与える（二月二十二日）

（南東アジア第二課地域調整官）外務事務官　加藤　義治

在スラバヤ日本国総領事館総領事に転任させる（二月二十三日）

（大臣官房）外務事務官　横山　佳孝

在オークランド日本国総領事館総領事に転任させる

（在マレーシア日本国大使館参事官）同　森川　博文

在メダン日本国総領事館総領事に転任させる（以上二月二十五日）

（大臣官房人事企画官）外務事務官　澤田　洋典

大臣官房調査官に配置換する

（大臣官房調査官）同　伊藤　眞

在デンバー日本国総領事館総領事に転任させる（以上二月二十六日）